華僑・外国人投資のネガティブリスト 華僑・外国人の投資禁止及び制限項目

改正期日:民国 102(2013)年 6 月 17 日

1. 華僑・外国人の投資が禁止される業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	目的事業主	備考
				務機関	
			軍事用ニトログリセリンの		
			製造(火薬爆薬の元で		
			公共の安全等に関わる	国防部	
			ニトログリセリンに属するも		
		1810	0)		
18	化学材料製造業	基本化学材料の	水銀法塩基塩酸	経済部	国民待遇
		製造業	国連の化学武器禁止公	経済部/	
			約リストに列挙される化	国防部	国民待遇
			学物質甲類化学品		
			CFC、ハロン、トリクロエ	行政院環境	国民待遇
			タン、四塩化炭素	保護署	国人特色
		1990	軍事用火薬の起爆装		
19	化学製品製造業	その他化学製品	置、導火剤、起爆剤、	国防部	
		の製造業	二雷酸水銀		
		2499			
24	基本金属製造業	未分類その他基	金属カドミウム精錬工業	経済部	国民待遇
		本金属製造業			
		2939	軍事用火器、武器製		
29	機械設備製造業	2939 その他通用機械	造、銃器修理、弾薬、	国防部	
29		設備の製造業	射撃制御機器(軍事用	얼마이마	
		改備の表色未	航空機は含まない)		
		4931	市内バス、高速バス運		
49	陸上運輸業	公共バス運客業	客業		
		4932			華僑に対しては禁止
		タクシー運客業	_	交通部	#僧に対しては禁止しない
		4939			U/At'
		その他バス運客	観光バス運客業		
		業			

THY 台灣通商法律事務所(翻訳)

54	郵政及び宅配業	5410 郵政業		交通部	国民待遇
60	マスコミ及び番組放送業	6010 ラジオ放送業 6021 テレビ放送業 6022 有線及びその他 有料番組放送業	無線放送業・ワイヤレステレビ業	国家通信放送委員会	
64	金融仲介業	6415 郵政貯蓄為替業		交通部/ 金融監督管 理委員会	国民待遇
69	法律及び会計サービス業	6919 その他法律サービ ス業	民間公証人サービス	司法院	華僑に対しては禁止 しない
93	運動、娯楽及び レジャーサービス 業	9323 特殊娯楽業		経済部	

2. 華僑・外国人の投資が制限される業種

中分類番号	中分類業種	細分類業種	項目	目的事業主 務機関	備考
01	農牧業	0111 稲作栽培業 0112		行政院農業 委員会 行政院農業	
				委員会 行政院農業 委員会	
		0114 野菜栽培業 0116 食用茸類栽培業		行政院農業 委員会 行政院農業 委員会	
		0119 その他農作物栽 培業		行政院農業 委員会	
		0121		行政院農業	

THY 台灣通商法律事務所(翻訳)

		牛飼育業		委員会	
		0122	種豚飼育	行政院農業	
		豚飼育業	性炒即用	委員会	
		0123		行政院農業	
		鶏飼育業	種鶏飼育	委員会	
		0124	拜 帕 柯本	行政院農業	
		家鴨飼育業	種鴨飼育	委員会	
		0129		行政院農業	
		その他牧畜業		委員会	
00	TT 416			行政院農業	華僑は制限を受けな
02	林業			委員会	()
	3/7 alle			行政院農業	
03	漁業			委員会	
10	煙草製造業			財政部	国民待遇
			ニトログリセリンの製造		
		1810	(火薬爆薬の元で公共		
18		基本化学製品の	の安全等に関わるニトロ	国防部	
		製造業	グリセリンには属さないも		
			0)		
	コンピューター、電				
27	子商品及び光学		軍事機材設備	国防部	
	製品の製造業				
	その他運輸工具	3190			
31	及びそのパーツ製	その他未分類運	軍用航空機の製造、組	国防部/	
31		輸工具及びその	立、点検	経済部	
	造業	パーツ製造業			
		3399			
33	その他製造業	その他未分類製	象牙加工	農業委員会	国民待遇
		造業			
		3510		経済部	
35	電力及び燃料用 気体供給業	電気供給業	電力輸送、電力配送業	(10 F)/고마	
		3520	導管による燃料用気体 供給業		
		燃料用気体供給		経済部	
		業	ハルス		
36	用水供給業	3600	水道水事業	経済部	
30	パストスを	用水供給業	小坦小尹不	ルエルコ ロト	
50	水上運輸業	5010	船舶運輸、船舶賃借	交通部	華僑は制限を受けな

THY 台灣通商法律事務所(翻訳)

		海洋水上運輸業			ţ١
		5020			
		 川及び湖水上運			
		輸業			
_,	航空運輸業	5100		交通部	華僑による投資は禁
51		航空運輸補助業			止しない
					1. 華僑は制限を受
	運輸補助業				けない。
52		5260	空港の職員、機内食業	交通部	2. 条約或は協定に
52		航空運輸補助業	者	人 但即	別段の規程があ
					るものは制限を
					受けない。
		6010			
	通信及び番組放 送業	ラジオ放送業			
		6021	有線テレビ放送システム	国家通信放	
60		テレビ放送業	経営、衛星テレビ放送	送委員会	
		6022	事業		
		有線及びその他			
		有料番組放送業			
61	電気通信業	6100	第一類電気通信業	国家通信放	
		電気通信業	为 风电人应旧术	送委員会	
69	法律及び会計サービス業	6912	土地登記専門代理サー		
		行政書士事務サ	工地登記等 11(理り ビス業	内政部	
		ービス業			

注記:

- 1. 社会保険業、学校、病院などは公益法人に属し、営利事業ではないため、ネガティブリストには列挙しない。
- 2. かかるリストの業種分類方式は、行政院主計処が2011年3月1日付けで印刷した「中華民国業種標準分類(第9回修正)」に基づく。

【この和訳は、参考資料用でございます。正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき、解釈頂くようお願申上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。